

令和8年度  
「学校いじめ防止基本方針」

大阪市立我孫子中学校

本校において、いじめ0（いじめをする生徒が0名、いじめられる生徒が0名）となるように、以下の基本方針を定める。

いじめとは

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

本調査において、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

（注意1）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあるものを指す。

（注意2）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注意3）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、物を隠されたりすることなどを意味する。

（注意4）けんか等をのぞく。

（注意5）「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

文部科学省のHP（<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/1336269.htm>）より

## 1. いじめの未然防止について

### 1) いじめの未然防止の考え方

被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前に働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが、最も合理的でもっとも有効な対策になる。

また、未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。いじめに特化した何か特別な訓練やプログラムとは限らない。

### 2) いじめの未然防止に関する取り組み

#### ① 年間計画

	第1学年	第2学年	第3学年	全校生
1 学 期	○学級集団作り ○人権学習	○学級集団作り ○人権学習	○学級集団作り ○修学旅行の取組 ○人権学習	○被害調査（担任より） ○いじめについてのアンケート ○心の天気の入力 ○教育相談 ○家庭訪問 ○5. 14宣言 ○平和人権登校
2 学 期	○人権学習	○人権学習	○人権学習 ○性教育 ○進路学習	○被害調査アンケート ○いじめについてのアンケート ○心の天気の入力 ○教育相談 ○体育大会の取組 ○文化発表会の取組
3 学 期	○人権学習 ○百人一首大会 ○障がい者スポーツ体験 ○合唱コンクール ○球技大会	○人権学習 ○球技大会 ○百人一首大会 ○合唱コンクール	○人権学習 ○3年間のまとめ	○被害調査アンケート ○いじめについてのアンケート ○心の天気の入力 ○卒業生を送る会

## ②授業における取組

### ○校内授業研修会の実施

- ・全体研修会、研究授業の授業検討会を行う。

## ③「アンケートの実施」

### ○実施時期については、各学期に1回実施する。

### ○アンケートの集計は各学年で行い、その結果を生徒指導部にて協議、職員会議で周知する。

## 3) いじめ対策委員会の設置

### ①構成

校長（委員長）、

教頭、首席、1年学年主任、2年学年主任、3年学年主任、教務主任、生徒指導主事

※なお、必要に応じて緊急的な「組織」、拡大的な「組織」といった形で、生徒指導部長、人権教育  
主担、養護教諭、SC（スクールカウンセラー）、生活指導支援員など必要な教職員が参加し、構  
成員を増減させる場合もある。

### ②委員会の主な内容

- ・必要に応じて適宜情報交換を行う場を設け、連携をとる。（原則 毎月1回）
- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・アンケートの作成、結果の検証

## 2. いじめの早期発見について

### 1) 早期発見の基本について

- ① 生徒のささいな変化に気づくこと。
- ② 気づいた情報を確実に共有すること。
- ③ 情報に基づき速やかに対応すること。

### 2) いじめの早期発見の取組

#### ○学校生活アンケート

- ・各学期に一度ずつ行う。

#### ○教育相談

- ・1学期、2学期に1度ずつ行う。
- ・教育相談で気づいた情報を集約し、学年で共有する。必要に応じて、全職員で共有する。
- ・教育相談の場だけではなく、登校指導、昼食指導、授業、休み時間、放課後、部活動などにおいても、生徒のささいな変化に気づき、適宜声かけを心掛ける。

※欠席状況の把握と欠席がちな生徒との面談・家庭連絡等

※SC（スクールカウンセラー）との連携

### 3. いじめが起きた時の対応

- 被害生徒からの事実確認をする。
- 加害生徒からの事実確認をする。
- 他の生徒に情報収集・事実確認をする。
- 被害生徒・加害生徒の保護者に聞き取りした内容を伝え、今後の学校としての対応を伝える。
- いじめの事実を認める。【事実認定】
- 管理職、(生徒指導主事)に報告
  
- いじめの事実を認めない場合は、再度情報収集。(聞き取りや無記名でのアンケート調査など)
- 被害生徒と加害生徒の事実確認した内容をすり合わせる。
- 今後の指導方針について確認する。 ※必要に応じて、学校安全対策委員会を開く。
- 被害生徒の保護者、加害生徒の保護者に来校を求める。
- 事実確認した内容について説明する。
- 今後のことについて確認する。加害生徒に関して、状況、反省態度、被害程度等を考慮して、1日～数日の別室指導をする旨を保護者と本人に伝える。
- 必要に応じて、関係諸機関(警察・子ども相談センター・サポートセンター)との連携を行う。  
(生徒指導主事)
- 別室指導

#### ※被害生徒のケア

- 加害生徒の様子・反省の度合いを見て、戻す日程を考える。
- 被害生徒の保護者、加害生徒の保護者にこれまでの指導経過を説明する。
- 被害生徒宅への謝罪。謝罪の場を学校で行う場合もある。
- 今後ないことを確認・約束し、後日より入室させることを伝える。
- 入室
  
- 全教職員への報告、学校安全対策委員会にて検証

※いじめは許さないという姿勢で、学校全体でいじめ問題には対応していく。